

○中村学園大学転入学に関する細則

平成24年4月1日

制定

(目的)

第1条 この細則は、中村学園大学(以下、「本学」という。)学則第38条の規定に基づき転入学に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(転入学の学部等)

第2条 本学への転入学を志願できる学部・学科・年次は、次のとおりとする。

- (1) 栄養科学部フード・マネジメント学科 3年次
- (2) 教育学部児童幼児教育学科 3年次
- (3) 流通科学部流通科学科 3年次

(転入学の資格)

第3条 本学に転入学を志願することができる者は、大学(4年制)に2年以上在学した者で、62単位以上修得している者(見込の者を含む。)とする。

(転入学試験)

第4条 転入学志願者には、転入学試験を行う。

2 転入学の選抜方法は、本学が定める転入学試験要項による。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行し、平成25年度転入学生から適用する。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行し、平成31年度転入学生から適用する。